





理事 村岡 末富  
 " 大口 年満  
 監事 村岡 稔  
 " 森田 正矩

就任した役員の名及び住所  
 東伯郡大栄町大字東高尾

理事 村岡 信幸  
 " 村岡 重夫  
 " 村岡 操  
 " 村岡 清  
 " 池本 良信  
 " 村岡 寿春  
 監事 村岡 稔  
 " 徳岡 貞雄

昭和三十四年三月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し、四月七日就任、任期二年

江北土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 森本 米蔵  
 " 豊岡 美喜  
 " 西村 米蔵  
 " 米本 豊  
 " 石井末太郎

理事 友定 茂一  
 " 橋田 典久  
 " 井上 久平  
 " 野島 克之  
 " 山本 涼三  
 " 井上 菊松  
 " 中口千代太郎  
 監事 石水 好知

就任した役員の名及び住所

東伯郡北条町大字江北

江北

石井末太郎  
 " 友定 茂一  
 " 橋田 典久  
 " 井上 久平  
 " 野島 克之  
 " 山本 涼三  
 " 井上 菊松  
 " 中口千代太郎

両坂

監事 宮脇 英正

昭和三十三年八月三十一日通常総代会において総選挙の結果当選し、九月一日就任、任期二年  
 退任した役員の名及び住所

監事 北野 忠三  
 就任した役員の名及び住所

監事 北野 忠三  
 東伯郡北条町大字江北  
 昭和三十四年五月三十一日通常総代会において選挙の結果当選し、五月三十一日就任、任期二年

鳥取県告示第三百四十七号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十二日 鳥取市 各豚舎巡回注射

二十三	日	〃	〃
二十四	日	〃	〃
二十五	日	〃	〃
二十六	日	〃	〃
二十七	日	〃	〃
二十八	日	〃	〃

鳥取県告示第三百四十八号

次のように豚コレラ予防注射及びひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により豚及び鶏の所有者に対して注射及び検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

豚コレラ予防注射 豚コレラ予防液皮下注射

ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法

別表

(一) 豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
六月二十二日	気高郡青谷町青谷地区	各豚舎巡回注射
〃 二十三日	〃	〃
〃 二十四日	〃	〃
〃 二十五日	鹿野町鹿野地区	〃
〃 二十六日	〃 勝谷地区	〃
〃 二十九日	気高町浜村船磯地区	〃

(二) ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

六月十九日 気高郡青谷町絹見尾崎種鶏場 同上

鳥取県告示第三百四十九号

昭和三十四年度第二次二等陸、海、空士募集の試験日時及び試験場を次のとおり定める。

昭和三十四年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

試験日 時 試験場

昭和三十四年 午前八時 鳥取市西町 鳥取県立図書館

七月三十日 (木) 三十分から 倉吉市仲之町 成徳小学校

〃 三十一日 (金) 〃 米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

一 応募資格

昭和九年九月二日から昭和十六年九月一日までの間に生れた（昭和三十四年九月一日現在十八才以上二十五

才未満）日本国籍を有する男子で学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ自衛隊法第三十八条の欠格条項に該当しない者

一 試験科目

中学校卒業程度の学力について行う筆記試験（国語（作文を含む）、数学、社会）身体検査及び口述試験とする。

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年六月十六日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一

月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条中

倉吉市立明倫小学校皆成分校  
米子市立福生小学校皆成分校  
倉吉市立第二中学校皆成分校  
米子市立第二中学校皆成分校

教諭及び助教諭

を

倉吉市立明倫小学校皆成分校  
米子市立福原小学校皆成分校  
米子市立末恒小学校皆成分校  
倉吉市立西中学校皆成分校  
米子市立第二中学校皆成分校  
米子市立第二中学校皆成分校  
鳥取市立湖東中学校皆成分校

教諭、助教諭及び講師(常勤の者に限る。)

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

雑 報

第四回組合会を次のとおり招集する。

昭和三十四年六月十六日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

一日 時 六月三十日 午前十時三十分

二場 所 東伯郡三朝町 溪泉閣

三 附議事項

1 議案第一号 昭和三十三年度決算報告書の認定について

2 報告第一号 組合会議員の異動(就任)について

3 選挙第一号 保養所運営委員の補欠選挙について

六月十一日執行した市町村長が選挙する組合会議員の

第十選挙区の補欠選挙の当選人を次のとおり公告する。

昭和三十四年六月十六日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

一 当選人 日野町町長 川上武一郎

昭和三十四年六月十六日

鳥取食糧事務所長 坂 田 久 二

出張所の位置変更について

用瀬出張所

1 移転月日 昭和三十四年六月一日

2 位 置 鳥取県八頭郡用瀬町用瀬四三〇の一

四

昭和三十四年六月十六日

鳥取食糧事務所長 坂 田 久 二

町村合併に伴い支所、出張所の名称を一部変更する。

1 旧 根雨支所管内

新 日野支所

1 変更年月日 昭和三十四年六月十日

2 事務所所在地

新 日野郡日野町大字根雨七二九

旧 日野郡根雨町大字根雨七二九

理由 所在地の根雨町が町村合併により日野町とな

つたので名称を変更する。

(1) 旧 日野上出張所

新 生山出張所

1 変更年月日 昭和三十四年六月十日

2 事務所所在地

新 日野郡日南町大字生山六二の一

旧 日野郡伯南町大字生山六二の一

3 管轄区域 変更なし

(2) 旧 高宮出張所

新 印賀出張所

1 変更年月日 昭和三十四年六月十日

2 事務所所在地

新 日野郡日南町大字印賀一一八九

旧 日野郡高宮村大字印賀一一八九

3 管轄区域 変更なし

理由 前記伯南町と高宮村は町村合併により日南町となつたので名称を変更する。